

第 22 類 飲料、アルコール及び食酢

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 料理用に調製したこの類の物品（第 22.09 項のものを除く。）で飲料に適しない処理をしたもの（主として第 21.03 項に属する。）
 - (b) 海水（第 25.01 項参照）
 - (c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水（第 28.53 項参照）
 - (d) 酢酸の水溶液（酢酸の含有量が全重量の 10%を超えるものに限る。第 29.15 項参照）
 - (e) 第 30.03 項又は第 30.04 項の医薬品
 - (f) 調製香料及び化粧品類（第 33 類参照）
- 2 第 20 類からこの類までにおいてアルコール分は、温度 20 度におけるアルコールの容量分による。
- 3 第 22.02 項において「アルコールを含有しない飲料」とは、アルコール分が 0.5%以下の飲料をいう。アルコール飲料は、第 22.03 項から第 22.06 項まで又は第 22.08 項に属する。

号注

- 1 第 2204.10 号において「スパークリングワイン」とは、温度 20 度における密閉容器内のゲージ圧力が 3 バール以上のぶどう酒をいう。